

四日市市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月18日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第2号

四日市市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市企業立地促進条例施行規則（平成12年四日市市規則第17号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事業の種類	該当する事業	事業の種類	該当する事業
1 (略)		1 (略)	
2 条例別表3の項に該当する事業	<u>条例別表1の項、2の項、4の項、5の項及び6の項に定める施設等の種類のうち、次の各号に掲げる事業</u> (1)から(11)まで (略)	2 条例別表3の項に該当する事業	(1)から(11)まで (略)
3 (略)		3 (略)	
備考 (略)		備考 (略)	

第1号様式を次のように改める。

指 定 申 請 書

年 月 日

（あて先）  
四日市市長

主事業者 住 所  
氏 名 印  
(法人にあってはその名称及び代表者氏名)  
従事業者 住 所  
氏 名 印  
(法人にあってはその名称及び代表者氏名)

四日市市企業立地促進条例第4条の指定を受けるため、次のとおり申請します。

なお、奨励措置対象施設の指定、奨励金の交付決定等に必要な市税の課税、納税状況等について、四日市市が関係公簿の閲覧等を行うことに同意します。

事業所概要	所在地			
	氏名又は名称			
	代表者			
	資本金又は出資金	円		
	従業員数	人（全従業員数 人）		
	業種及び事業概要			
指定の申請を行う施設等の概要	種 別	<input type="checkbox"/> 工場等 <input type="checkbox"/> 事務所等 <input type="checkbox"/> 研究施設等 <input type="checkbox"/> 設備・装置		
	設置の区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設（ <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 更新）		
	所在地	四日市市		
	都市計画用途地域			
	名 称			
	業種及び事業概要			
	条例別表に定める施設等の類型	<input type="checkbox"/> 類型1 <input type="checkbox"/> 類型2 <input type="checkbox"/> 類型3 <input type="checkbox"/> 類型4 <input type="checkbox"/> 類型5 <input type="checkbox"/> 類型6		
	投下固定資産総額	土地	円	
		家屋	円	
		償却資産	円（うちリース資産 円）	
		合計	円	
	投下固定資産の規模等	土地	㎡（取得契約年月日 年 月 日）	
		家屋	延床 ㎡（1階 ㎡、その他 ㎡）	
償却資産		添付資料のとおり		
従業員数	人（うち新規雇用 人）			
工事期間	工事着工日	年 月 日	工事完工日 年 月 日	
	操業開始予定日	年 月 日		

第1号様式（裏面）

〔添付書類〕

- 企業・事業所の概要書（パンフレット等）
- 法人登記事項証明書又は住民票の写し
- 定款又はこれに類するもの（規約）
- 事業計画書（申請の事業概要がわかるもの）
- 投下固定資産総額を証する書類（土地、家屋及び償却資産の売買契約書、請負契約書の写し）
- 投下固定資産明細書
- 施設等の位置図、配置図、平面図
- 増設区分のうち設備・装置の更新の場合は、生産の増強、高付加価値化の推進、環境負荷の軽減の要件を証する書類
- その他市長が必要と認める書類

（申請者が中小事業者である場合）

- 株式の状況又は出資の状況を証するもの
- 事業所税課税の状況

主事業者の 連絡先及び 担当者	所 属		電 話	
	氏 名		FAX	
従事業者の 連絡先及び 担当者	所 属		電 話	
	氏 名		FAX	

事業所税課税の状況 (申請者が中小企業者の場合記入すること)

事業所税資産割が  課税される  課税されない

償却資産を設置する家屋の状況 (事業所税資産割が課税される場合に記入すること)

新增設 (申請対象) である

新增設 (申請対象外) である

既設である

( ) 階建て

所有者: \_\_\_\_\_

延床面積: \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> (うち申請する償却資産を設置する床面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>)

屋外に設置する (家屋はない)

第4号様式及び第5号様式を次のように改める。

## 立地奨励金交付申請書

年 月 日

（あて先）

四日市市長

住 所

申請者

氏 名

印

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

立地奨励金の交付を受けるため、四日市市企業立地促進条例第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

指 定 番 号			
対 象 事 業 名			
交 付 申 請 額	円（⑤の千円未満を切り捨て）		
交付申請額の 算出基礎  〔課税年度 年度〕	指定施設に 係る 固定資産税額	土 地	円
		家 屋	円
		償 却 資 産	円
		合 計 ①	円
	指定施設に 係る 都市計画税額	土 地	円
		家 屋	円
		合 計 ②	円
	指定施設に 係る 事業所税	資 産 割 ③	円
		*申請者が中小企業者の場合のみ記入すること	円
	10億円から前年度までの指定施設に係る固定資産税、都市計画税の累積額を控除した額④		円
算 定 額 ⑤	①+②≤④場合 〔⑤= (①+②) ×A + ③〕		円
	①+②>④の場合 〔⑤=④×A+(①+②-④)×1/10 +③ 〕		円
	④≤0の場合 〔⑤= (①+②) ×1/10 + ③〕		円
交付割合の係数	A	条例別表に定める施設等の類型 1、2、4、5、6	<input type="checkbox"/> 1年目:A=1/2 <input type="checkbox"/> 2年目:A=2/3 <input type="checkbox"/> 3年目:A=2/3
		条例別表に定める施設等の類型 3	<input type="checkbox"/> 1年目:A=2/3 <input type="checkbox"/> 2年目:A=2/3 <input type="checkbox"/> 3年目:A=2/3
従 業 員 数	対象事業	人	四日市市内事業所 人

第4号様式（裏面）

〔添付書類〕

- 指定施設に係る固定資産明細書（名寄帳、償却資産評価調書及び明細書）
- 固定資産税・都市計画税の納税を証するもの（納付領収書の写し等又は納税証明書又は市税完納証明書）

③に該当額がある場合

- 事業所税申告書の写し
- 事業所税の納税を証するもの（納付領収書の写し等又は納税証明書又は市税完納証明書）

（注）

- 申請者が主従ある場合（リース資産がある場合）は合算して記載し、その内訳のわかる資料を添付すること。

## 立地奨励金交付決定通知書

四日市市指令 第      号  
年      月      日

（申請者）

様

四日市市長

印

四日市市企業立地促進条例第6条第1項の規定により申請のありました立地奨励金の交付について、次のとおり決定しましたので通知します。

指 定 番 号			
対 象 事 業 名			
交 付 申 請 額	円 （⑤の千円未満を切り捨て）		
交付申請額の 算出基礎  〔課税年度 年度〕	指定施設に係る 固定資産税額	土 地	円
		家 屋	円
		償 却 資 産	円
		合 計 ①	円
	指定施設に係る 都市計画税額	土 地	円
		家 屋	円
		合 計 ②	円
	指定施設に係る 事業所税	資 産 割 ③	円
	10億円から前年度までの指定施設に係る固定資産税、都市計画税の累積額を控除した額④		円
	算 定 額	①+②≤④場合 〔⑤= (①+②) ×A + ③〕	円
①+②>④の場合 〔⑤=④×A+(①+②-④)×1/10 +③ 〕		円	
④≤0の場合 〔⑤= (①+②) ×1/10 + ③〕		円	
交付割合の係数	A	条例別表に定める施設等の類型 1、2、4、5、6	<input type="checkbox"/> 1年目:A=1/2 <input type="checkbox"/> 2年目:A=2/3 <input type="checkbox"/> 3年目:A=2/3
		条例別表に定める施設等の類型 3	<input type="checkbox"/> 1年目:A=2/3 <input type="checkbox"/> 2年目:A=2/3 <input type="checkbox"/> 3年目:A=2/3
交付の条件	(1)四日市市企業立地促進条例及び同条例施行規則の規定を遵守すること。 (2)この立地奨励金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存すること。 (3)この立地奨励金の交付については、後日市が監査を行うことがある。		

第8号様式を次のように改める。

## 指 定 取 消・停 止 通 知 書

四日市市指令 第        号

年    月    日

様

四日市市長

印

四日市市企業立地促進条例第8条第1項の規定により、次のとおり指定を取消・停止しましたので通知します。

指 定 番 号	
対 象 事 業 名	
取 消・停 止 区 分	<input type="checkbox"/> 取 消 <input type="checkbox"/> 停 止
取 消・停 止 の 内 容	
取 消・停 止 の 理 由	

（教示）

1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この決定については、この決定（審査請求を行った場合は当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。（この訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市企業立地促進条例施行規則別表の規定並びに第4号様式及び第5号様式は、平成27年4月1日以後に指定の申請がなされた施設等に係る奨励措置から適用し、同日前に指定の申請がなされた施設等に係る奨励措置については、なお従前の例による。

(商工農水部工業振興課)